

大統領行政命令第 13116 号

1999 年 4 月 5 日 連邦官報第 64 巻第 16333 ページ

貿易拡大利益及び差別的調達慣行の特定

アメリカ合衆国憲法並びに 1993 年 3 月 3 日の法律第 3 編 (41 U. S. C. 10d)、1974 年通商法 (以下「法」という。) 第 141 条及び第 301 条から第 310 条まで (19 U. S. C. 2171, 2411-2420)、1979 年通商協定法第 3 編 (19 U. S. C. 2511-2518)、並びに合衆国法典第 3 編第 301 条を含む法律によって大統領に付与された権限により、合衆国の通商政策が合衆国の貨物及びサービスの輸出を最大限促進し、通商政策の手段を効果的に利用することを確保するために、ここに次のように命令する。

第 1 部 貿易拡大利益の特定

第 1 条 特定及び年次報告

- (a) 1999 年、2000 年及び 2001 年の (法第 181 条(b)(19 U. S. C. 2241(b))により要求される) 貿易障壁に係る年次報告書が提出されてから 30 日以内に、合衆国通商代表 (以下「通商代表」という。) は、合衆国の貿易拡大優先事項を再検討しなければならない、その除去により直接的にまたは有益な先例の設定を通じて、合衆国の輸出増加を引き起こす可能性が最も高いと思われる外国の優先慣行を特定しなければならない。通商代表は、特定された外国の優先慣行に関する報告書を上院財政委員会及び下院歳入委員会に提出し、これを連邦官報に公示しなければならない。
- (b) (a)の外国の優先慣行を特定するにあたって、通商代表は、次の事項を含むすべての関連する要因を考慮しなければならない。
- (1) 貿易障壁に係る年次報告書に記載された主要な障壁及び通商歪曲慣行
 - (2) ある外国が締約国である通商協定及びその国の協定遵守状況
 - (3) 外国の政府調達計画の中長期的意義
 - (4) 合衆国の貨物及びサービスの国際競争力の位置付け及び輸出潜在力
- (c) 通商代表は、適当な場合には、同報告書の中に、将来外国の優先慣行に特定されるであろう外国の慣行の記述を含めることができる。かつ、通商代表は、合衆国通商法の規定、既存の二国間通商協定又は他国と貿易交渉の中で、取り扱われ、それらの除去に向かって進展しつつあるため、特定されなかったその他の外国の慣行に関する記述を含めることができる。

第 2 条 解決

この部の第 1 条(a)により要求される報告書の提出の後、通商代表は、特定されたいかなる外国の優先慣行に関しても、当該外国と満足すべき解決 (例えば、通商協定の遵守を若

しくは可能な限り速やかな障壁の除去を得ること、又はこれらが可能でないときは、保障的貿易利益の提供) に関して合意することができる。

第3条 調査開始

この部の第1条(a)により要求される報告書の提出から90日以内に、通商代表は、特定されたすべての外国の優先慣行に関して、法第302条(b)(1)(19 U.S.C. 2412(b)(1))に基づき、調査を開始しなければならない。ただし、この90日の間に、通商代表が調査すべき案件について満足すべき解決が得られたと決定した場合を除く。

第2部 差別的政府調達慣行の特定

第1条 特定及び年次報告

- (a) 1999年、2000年及び2001年の貿易障壁に係る年次報告書が提出されてから30日以内に、通商代表は、政府調達における合衆国の貨物及びサービスに対する外国の差別の度合いに関する報告書を上院財政委員会及び上院政府活動委員会並びに下院歳入委員会及び政府改革及び監督委員会に提出し、これを連邦官報に公示しなければならない。
- (b) この報告書において、通商代表は、次に該当する外国を特定しなければならない。
- (1) 世界貿易機関の政府調達協定(以下「GPA」という。)、北アメリカ自由貿易協定(以下「NAFTA」という。)第10章又は当該国及び合衆国を加盟国とするその他の政府調達に関する協定(以下「政府調達協定類」という。)に基づく義務を遵守していない国。
- (2) 政府調達において、合衆国の貨物又はサービスに対する差別の実質的かつ永続的傾向又は慣行が存在し、合衆国企業に損害を与えたと特定され、当該貨物又はサービスが合衆国政府により相当な数量を購入されている国

第2条 特定を行うにあたっての考慮

この部の第1条により求められる特定において、通商代表は、次のことを行わなければならない。

- (a) GPA、NAFTA又はその他の政府調達協定の要件、政府調達慣行、及び外国政府の調達慣行が合衆国の貨物又はサービスに対して公正な市場機会を与えているかいないかの評価に基づく当該慣行の合衆国の業界への影響を考慮する。
- (b) 他の要因の中で、GPA、NAFTA又はその他の政府調達協定類の加盟国である国及びこの部の第1条に規定するその他の国が、次のものに該当するか又その程度を斟酌する。
- (1) 競争的手続を行うことができる調達に対しての単一入札その他の非競争的手続を採用する国
- (2) 協定価額未満の予定契約価額とし、又は合衆国企業に調達が魅力のないものにするた

- めに、恒常的に1つの調達を2つ以上の調達にする国
- (3) 入札を提出する合衆国企業に対し不適当な日時の間隔で調達機会を公表する国
- (4) 調達に参加する合衆国供給者の能力を制限するような方法で仕様書を利用する国
- (c) 貿易障壁に係る年次報告書及び適当と考える他の追加的基準（当該情報の可能な程度並びに透明性がある競争的な手続又は政府調達に関連して、贈賄その他の腐敗についての効果的禁止を怠ることを含む。）を考慮する。

第3条 不遵守及び平等取扱いの拒否の影響

通商代表は、年次報告書における国の特定及びこの部により要求された措置において、G P A、N A F T Aその他の調達協定類の不遵守又は合衆国企業に関する他の差別に関連する影響及びその不遵守又は差別が、問題のある当該国の供給者が合衆国政府に対して物品又はサービスを供給しようとする際に適用されるのと同等の条件で、調達に参加する合衆国供給者の能力を妨害している程度を考慮しなければならない。

第4条 解決

この部の第1条により要求される報告書の提出の後、通商代表は、特定されたいかなる国とも満足すべき解決（例えば、G P A、N A F T Aその他の調達協定類の遵守若しくは可能な限り速やかな差別的調達慣行の除去を得ること、又はこれらが可能でないときは、保障的貿易利益の提供）に関して合意することができる。

第5条 調査開始

- (a) この部の第1条により要求される報告書の提出から90日以内に、通商代表は、次の慣行に関して、法第302条(b)(1)(19 U.S.C. 2412(b)(1))に基づき、調査を開始しなければならない。ただし、この90日の間に、通商代表が調査すべき案件について満足すべき解決が得られたと決定した場合を除く。
- (1) 第1条に基づく国の特定の基礎となり、かつ、
- (2) その時点において法第3編第1章に基づく調査の対象となっていないもの
- (b) (a)に基づく調査(G P A又はN A F T Aに係る調査を除く。)において、通商代表は、法第304条(a)(3)(19 U.S.C. 2414(a)(3))に基づき、時間制限及び手続を適用しなければならない。通商代表が、次のいずれかに該当すると決定した場合、法第304条(a)(3)(b)(19 U.S.C. 2414(a)(3)(b))の時間制限が適用される。
- (1) 内容が複雑なため、より長時間が必要である。
- (2) 調査対象の外国が、差別的調達慣行の終了のための立法又は行政措置を立案する上で、実質的な進展を示している。
- (3) 当該外国が、差別的調達慣行の終了の措置に合意実施している。

第3部 指示

第1条 大統領の指示

この命令に基づいて付与された権限は、特定の事項における大統領の今後の指示に従わなければならない。

第2条 協議及び助言

第1部及び第2部によって求められる年次報告書の作成において、通商代表は、行政機関と協議し、及び合衆国及び考慮の対象となる慣行に係る国における合衆国企業からの情報及び助言を求めなければならない。

ウィリアム・J・クリントン